

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (注3) (効力発生日)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ミャンマー	人材育成奨学計画のための贈与 に関する日本国政府とミャンマー 連邦政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な 1. 学生に日本国内の高等教育機関において学術的な機 会を与えるために必要な役務の供与 2. 上記1.の学生の日本国での勉学に必要な経費の供与	46,000千円 H16.3.31まで	H16.1.16 ヤンゴン で (同日)	日本側 宮本雄二在ミヤン ママー大使 ソー・ター ミヤンマー側 経済開発大臣	H16.8.3 415号
ミャンマー	人材育成奨学計画のための贈与 に関する日本国政府とミャンマー 連邦政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な 1. 学生に日本国内の高等教育機関において学術的な機 会を与えるために必要な役務の供与 2. 上記1.の学生の日本国での勉学に必要な経費の供与	113,000千円 H16.3.31まで	H16.1.16 ヤンゴン で (同日)	日本側 宮本雄二在ミヤン ママー大使 ソー・ター ミヤンマー側 経済開発大臣	H16.10.4 653号
ミャンマー	人材育成奨学計画のための贈与 に関する日本国政府とミャンマー 連邦政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な 1. 学生に日本国内の高等教育機関において学術的な機 会を与えるために必要な役務の供与 2. 上記1.の学生の日本国での勉学に必要な経費の供与	172,000千円 H17.3.31まで	H16.6.10 ヤンゴン で (同日)	日本側 宮本雄二在ミヤン ママー大使 ソー・ター ミヤンマー側 経済開発大臣	H16.10.4 654号
ミャンマー	人材育成奨学計画のための贈与 に関する日本国政府とミャンマー 連邦政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な 1. 学生に日本国内の高等教育機関において学術的な機 会を与えるために必要な役務の供与 2. 上記1.の学生の日本国での勉学に必要な経費の供与	360,000千円 (H16年度 45,000千円) H17.3.31まで (H17年度 152,000千円) H18.3.31まで (H18年度 95,000千円) H19.3.31まで (H19年度 68,000千円) H20.3.31まで	H16.6.10 ヤンゴン で (同日)	日本側 宮本雄二在ミヤン ママー大使 ソー・ター ミヤンマー側 経済開発大臣	H17.4.1 176号
ミャンマー	中央乾燥地植林計画のための贈与 に関する日本国政府とミャンマー 連邦政府との間の交換公文	中央乾燥地植林計画を実施するために必要な 1. 作業用仮設道路の建設及び植林に必要な生産物及び 役務の供与 2. 森林管理計画の作成への協力を含む植林の指導に必 要な役務の供与	344,000千円 H17.3.31まで	H16.7.9 ヤンゴン で (同日)	日本側 宮本雄二在ミヤン ママー大使 ソー・ター ミヤンマー側 経済開発大臣	H16.12.16 812号
ミャンマー	人材育成奨学計画のための贈与 に関する日本国政府とミャンマー 連邦政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な 1. 学生に日本国内の高等教育機関において学術的な機 会を与えるために必要な役務の供与 2. 上記1.の学生の日本国での勉学に必要な経費の供与	100,000千円 H18.3.31まで	H17.6.27 ヤンゴン で (同日)	日本側 小田野展文在ミヤ ンマー大使 ソー・ター ミヤンマー側 経済開発大臣	H17.8.11 759号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (加算日) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
ミヤンマー	人材育成奨学計画のための贈与 に関する日本国政府とミヤンマー 連邦政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な 1. 学生に日本国内の高等教育機関において学術的な機 会を与えるために必要な役務の供与 2. 上記1.の学生の日本国での勉学に必要な経費の供与	384,000千円 (H17年度 33,000千円) H18.3.31まで (H18年度 179,000千円) H19.3.31まで (H19年度 105,000千円) H20.3.31まで (H20年度 67,000千円) H21.3.31まで	H17.6.27 ヤンゴン で (同日)	日本側 小田野展丈在ミヤ ンマー側 ソー・ター ミヤンマー側 経済開発大臣	H17.8.11 760号
ミヤンマー	日本・ミヤンマー人材開発センター 建設計画のための贈与に関する 日本国政府とミヤンマー連 邦政府との間の交換公文	日本・ミヤンマー人材開発センター建設計画を実施 するために必要な 1. センターの建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	409,000千円 H18.3.31まで	H17.6.27 ヤンゴン で (同日)	日本側 小田野展丈在ミヤ ンマー側 ソー・ター ミヤンマー側 経済開発大臣	H17.8.15 783号
ミヤンマー	中央乾燥地植林計画のための贈 与に関する日本国政府とミヤン マー連邦政府との間の交換公文	中央乾燥地植林計画を実施するために必要な 1. 植林及び関連施設の建設に必要な生産物及び役務の 供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 森林管理計画の作成への協力を含む植林の指導に必 要な役務の供与	293,000千円 H18.3.31まで	H17.6.27 ヤンゴン で (同日)	日本側 小田野展丈在ミヤ ンマー側 ソー・ター ミヤンマー側 経済開発大臣	H17.8.15 784号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については定めないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。